

# 菊陽町農業委員会議事録

令和7年4月10日（木）開催

菊陽町農業委員会

# 令和7年度第1回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和7年4月10日（木）午後1時30分から午後4時30分

開催場所 菊陽町役場 防災センター 1階 防災研修室①

## 1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- |           |                                        |
|-----------|----------------------------------------|
| (1) 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                   |
| (2) 議案第2号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について                |
| (3) 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について                |
| (4) 議案第4号 | 事業計画変更について                             |
| (5) 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項に<br>係る意見決定について |
| (6) 報告第1号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について               |

## 2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 上村 貴彦	2番 矢野 圭介	3番 吉岡 武彦
4番 相馬 和幸	5番 尾方 孝司	6番 古田 圭輔
7番 山田 裕子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

## 3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（9人）

1番 鍋島 信男	2番 緒方 賢悟	3番 梅原 真一
4番 西本 穂積	5番 鎌田 博昭	6番 秋吉 祐治
7番 中村 正徳	8番 鳥栖 裕二	9番 高田 和幸

## 4 農業委員会事務局職員

事務局職員 澤田 一臣

事務局職員 村上 学

事務局職員 齋藤 達也

令和 7 年度第 1 回菊陽町農業委員会会議録  
議事の経過

—————○—————

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数 9 名中 9 名、推進委員総数 9 名中 9 名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会 長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農地中間管理事業の推進に係る法律に基づく農用地利用集積等促進計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第 4 条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになります。

それでは、会長よろしくお願いします。

◎議 長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。  
議事録署名人は 8 番委員、9 番委員にお願いします。

本日の会議書記を事務局にお願いします。

以上で、日程第 1 を終わります。

つづきまして、日程第 2 の議事に入ります。

初めに、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

## ■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字南上原1138番1 外3筆

地目：畠

面積：計2, 084. 80m<sup>2</sup>

申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和7年3月28日に現地調査を実施しています。詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容を農地法第3条の検討事項に基づいて検討した結果を説明します。

全部効率要件については、譲受人は本町在住の農業者で、認定農業者ではないものの長年の農業経験を有します。取得後はこれまでの自作地同様の管理を行っていく計画で、農地の適切な管理に必要な農業用機械の確保もされていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、大麦・大豆を作付けする予定で、取得後年間150日以上の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、現在の地域計画で、今回の申請農地は地域計画の対象農地外であり問題はありません。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で議案朗読及び説明を終わります。

◎議長 ここで、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆5番委員 議案第1号の番号1について5番委員が報告します。

申請者は水稻作を中心に農業を営む個人です。今回の申請農地は市街地にあるものと、今後市街化区域への編入が予定されている農地で、将来的には宅地への転用される可能性が高いものですが、それまでの間の管理については問題なく実施できる申請者ではないかと考えられますので、よろしく審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

◆9番委員 謙渡人と謙受人の関係は。

■事務局 ■■です。

◎議長 他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第1号番号2及び関連がありますので、議案第3号番号1を併せて議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書の2ページ及び4ページをご覧ください。

議案第1号番号2及び議案第3号番号1を説明します。

謙渡人及び謙受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：辛川字古閑ノ上2223番1、2

地目：畠

面積：それぞれ2, 125m<sup>2</sup>

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましても、令和7年3月28日に現地調査を実施しています。詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容を農地法第3条の検討事項に基

づいて検討した結果を説明します。

全部効率要件については、譲受人は農業生産法人の代表で、取得後は栗の植樹を中心に農地の管理を行っていく計画です。申請者は認定農業者であり、農地の適切な管理に必要な農業用機械の確保もされていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、栗を植樹する予定で、取得後年間150日以上の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、現在の地域計画で、今回の申請農地は地域計画の対象農地外であり、今後は本申請者を申請地の営農管理を担う農業者として計画に記載していくことになります。

地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

次に農地法第5条の農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について

農地区分は農業用施設用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は農業用施設用地であり、原則転用は不可ですが、農業用施設の用に供するために行うものに該当するため、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読及び説明を終わります。

◎議長

ここで、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 1番推進委員 議案第1号番号2及び議案第3号番号1について1番推進委員が報告します。

申請者は本町と大津町で栗を生産する法人の代表者で、認定農業者です。大津町と本町で植樹している栗の収穫が可能になることに併せて、栗の選果場も同時に整備する計画で、今回取得する農地の部分についても栗の植樹を検討することになっています。果樹での営農は管理を怠ると耕作放棄地になる可能性もあることから慎重なご審議のほどよろしくお願ひいたします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
何かありませんか？

◆ 9番委員 農業振興地域としては除外されているのか。

■事務局 除外はされておらず、農業用施設用地となっています。

◎議長 他にありませんか？  
ないようですので、採決を行います。  
議案第1号番号2及び議案第3号番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号2及び議案第3号番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第4条は、権利移動が伴わない転用でございます。  
議案書3ページの議案第2号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。  
申請地：久保田字津留2340番2  
地目：畠  
転用面積：173m<sup>2</sup>  
転用目的は、個人住宅の整備です。

この議案につきましても、現地調査を3月28日に実施しております。  
詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について

菊陽町役場から 500m 以内にある農地で第二種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第二種農地であり、今回は住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

今回は、農地転用許可前に宅地として利用されていることが確認され、始末書の提出がっておりるので、内容の読み上げを行います。

--始末書読み上げ--

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの報告をお願いします。

◆ 3番推進委員 議案第2号の番号1について3番推進委員が報告します。

申請者は本町在住の個人で、現在居住している住宅を■に引渡し、新たに自分で居住する住宅を整備する計画です。既に宅地として利用されており、周辺農地への影響も少ないものと思いますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第2号番号2を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書 3 ページの議案第 2 号番号 2 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：沖野一丁目 5 6 6 6 番 2 9 5

地 目：畑

転用面積：163m<sup>2</sup>

転用目的は、資材置場の整備です。

この議案につきましても、現地調査を 3 月 28 日に実施しております。

詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について

農地区分は 10ha 以上の広がりがない生産の低い農地で第二種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第二種農地であり、他の土地の活用では目的を達することができず、本農地を転用する必要性があると認められる場合に許可可能であり、本案件については十分な代替地の検討を行っておられますので、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 5 番委員

議案第 2 号の番号 2 について 5 番委員が説明します。

申請者は菊池市に在住の個人で、建設会社を経営しつつ甘藷の作付等を中心とした営農をされている兼業農業者です。本申請地の西側でコインランドリーとコイン精米所を経営しており、今回の申請で当該コイン精米機関連の資材置場を整備する計画です。周辺には農地もなく、農業への影響もないと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆ 5番推進委員 申請地西側（コインランドリー）の土地の所有者は誰か。

■事務局 ■■■■です。

他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号2は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号番号3を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書3ページの議案第2号番号3について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：久保田字中岡921番

地 目：畠

転用面積：1, 175 m<sup>2</sup>

転用目的は、貸駐車場の整備です。

この議案につきましても、現地調査を3月28日に実施しております。

詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について

農地区分は農業用施設用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は農業用施設用地であり、今回は申請者が会長を務める農業生産法人への貸し駐車場としての整備であり、農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものに該当するため、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

今回は、農地転用許可前に駐車場として利用されていることが確認され、始末書の提出があつておりますので、内容の読み上げを行います。

--始末書読み上げ--

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 3番推進委員 議案第2号の番号3について3番推進委員が説明します。  
申請者は本町に在住の個人で、地元で畜産業を営む農業生産法人の会長を務めています。現在既に同法人の駐車場として利用しており、今回の申請は違法状態を是正するために行うものだと聞いています。今回の申請で現状に変更もなく、周辺農地への影響もないと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
何かありませんか？

◆ 4番委員 貸駐車場となっている意味は。

■事務局 本申請者が会長を務める農業生産法人に申請者から貸しているため、貸駐車場となっています。

◎議長 他にありませんか？  
ないようですので、採決を行います。  
議案第2号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号3は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第4号「事業計画変更について」を議題とします。

■事務局 議案書5ページの議案第4号番号1について説明します。

本議案は既に農地転用許可が降りている事案について、内容の変更を申請されており、そちらについての適切性を審査するものです。  
この議案につきましては、令和7年3月10日に審議したもの、説明内容が不足していたため、再度の審議を行うこととなったものです。

詳細につきましては、モニターをご覧ください。

本農地は現在、周辺関連企業の工事に当たる際の作業員用駐車場として一時転用許可を受けているものですが、工事期間の延長により駐車場の使用も延長する必要が生じたため、完了年月日の変更が必要となり、計画の変更を申請されています。

本申請により、完了予定日が1年延長され、令和8年2月1日の完了予定となり、通算転用期間は3年となります。

先ほど申し上げたとおり、先月一度審議したものの、許可相当と判断するための情報が不足しておりましたので、代理人に対し再度説明を求め、本日は申請者が説明にお越しです。後ほどご説明をいただきたいと思います。以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
何かありませんか？

ないようですので、ここで説明者の入室を求めるといいますが、よろしいでしょうか？

--了承--

--説明者 申請者及び申請代理人 入室--

◎議長 本日は定例会にご出席いただきありがとうございます。  
それでは説明者様、今回、事業計画変更申請がなされる際に、申請が遅延した理由についての説明をお願いします。

--説明者 申請代理人 説明--

◎議長 ありがとうございました。  
ただ今の説明について、委員の皆様方の質疑を求めます。

◆1番推進委員 申請代理人とはどのような立場なのか。

△申請代理人 申請者から農地転用の手続きを代わりに行うよう依頼を受け、手続きを行っています。

◆1番推進委員 代理人になるということは、それだけの知識や資格を持っている訳ではないのか。

△申請代理人 これまで農地転用手続きを行った実績はあります。

◆ 4番委員 申請代理人が手続きをしていたようだが、申請が遅延したことに対する責任は誰が大きいと思っているのか。

△申請者 申請者である弊社に一番の責任があると思っています。

◆ 2番推進委員 追加工事の着工はいつからか。

△申請者 令和7年5月末から着工する予定となっています。

◆ 6番委員 さらに追加工事が発生する可能性はあるのか。

△申請者 可能性があるためその際は再度相談させていただくことになると思います。

◎議長 他にありませんか？

ないようですので、説明者様におかれましては、ご多用の中ご対応いただきありがとうございました。ご退席の程よろしくお願ひします。

--説明者退席--

ここで再度委員の意見及び質疑を求めます。

◆ 2番推進委員 駐車場を一時的に利用停止させるなど、ペナルティーを与えられないのか。

■事務局 法律的に可能な部分について改めて確認する。

◆ 8番委員 今回出た意見を申請者に伝える必要があると思う。

■事務局 申請者に伝える。

◆ 4番委員 申請が遅延しそうな案件があれば事前に情報を共有してほしい。

■事務局 早い段階で情報を共有するようにする。

◎議長 他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第3号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第3号の番号1は「異議なし」として意見決定とします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項は、令和5年4月1日から適用された改正法で、令和7年3月31日まで、従来の基盤強化法第18条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和7年4月1日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP6からP17をご覧ください。

利用権設定が22件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者、認定新規就農者、利用権の再設定による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

一 同 意 の 声 一

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書のP18、別紙報告のP2からP3をお願いします。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出(市街化区域)」

であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長　ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。  
特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局　報告第2号について、議案書のP19、別紙報告のP4からP5をお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長　ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。  
特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

(午後4時30分終了)

会議の顛末、以上とのおり相違ありません。

令和 7 年 4 月 10 日

会長

議事録署名人

議事録署名人